前橋市立箱田中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。そこで、本方針は市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向け取り組めるよう、いじめ防止対策推進法第１３条の規定に基づき、校長がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法第２条における「いじめの定義」を十分に踏まえ、学校が一丸となって組織的に取り組むとともに、生徒にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが極めて肝要であると考える。

１ 基本的な考え方

（１）生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすること

（２）いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすること

（３）いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを踏まえ、警察をはじめとした関係各機関との連携の下、いじめ問題の克服を目指すことができるようにすること

２ 箱田中学校の取組

（１）基本認識　～どの学級でも、どの生徒でも起こり得る～

①いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校、学年、学級」をつくる。

②いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。

③いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

④保護者との緊密な信頼関係を築きつつ、地域や警察をはじめとした関係機関との連携の強化を図る。

⑤本校のいじめ防止基本方針の周知に努め、学校と地域が一体的に取り組む。

（２）いじめの未然防止に向けた取組　～生徒主体によるいじめ防止活動の推進～

①望ましい人間関係や互いのよさを認め合える生活環境や学習環境をつくる。特に、配慮が必要な生徒については、日常的に該当生徒の特性や背景を捉え、適切な支援を行う。

②道徳教育、人権教育、特別活動等を通して、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら動き出せる集団をつくる。

※生徒主体のいじめ防止運動の実施（いじめ０宣言、生徒会活動による挨拶運動、生徒朝礼等）

③全教職員が常に危機感を持ち、教職員による「いじめの認知」をはじめとした、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

④学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用する。

⑤教職員の言動でいじめを誘発･助長･黙認することがないよう細心の注意を払う。

⑥「SOS の出し方教育」の実践を通じた、相談体制の整備及び相談窓口の周知徹底を行う。

⑦地域や警察、スクールロイヤー等の関係機関と定期的な情報交換を行い、年間指導計画にいじめ未然防止教室を位置づけるとともに、日常的な連携を深める。

※学校別サポート会議や学校運営協議会、青少推によるいじめ防止運動の活用

（３） いじめの早期発見に向けた取組

①生徒の声に耳を傾ける。（生活アンケート、生活ノート、教育相談等）

※月ごとに実施する生活アンケートについて、学期に１回は無記名にて実施する。

※生活アンケートに「ヤングケアラー」に関わる項目を設ける。

②生徒の行動を注視する。（登下校時、休み時間、給食前後、放課後）

※遊びや悪ふざけ、いじりなどいじめと疑われる行為を発見（認知）した場合は、すぐにその行為を止めさせる。

※日常的な対話や意図的な面談等により、ヤングケアラーの早期発見に努める。

③保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、ＰＴＡの会議等）

④地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

⑤いじめ対策会議における生徒情報の共有

（４） いじめ解消に向けて　～関係する生徒、保護者が納得できるまでの継続的な対応～

①いじめられている生徒、保護者の立場に立ち、事実確認を行う。

②発見、通報を受けた教職員は一人で対処せず、速やかに学年主任や管理職に報告し、学校として組織的に対応できるようにする。

③校長は、いじめの事実に基づき、加害・被害の生徒や保護者への説明責任を果たす。

※確認できた事実は校長より市教委青少年支援センターに報告し、今後の進め方について助言を受ける。

※学校だけでは判断が難しい事案については、学校と警察が連携することで事案が解消に向かう事例、いじめには、警察に通報すべき事例（刑法に触れる等）もあることを念頭に対応を進める。

④加害者の生徒には、行為の善悪を確実に理解させ、反省・謝罪をさせる。また、成長の支援の観点からも指導を併せて行う。

⑤加害者の謝罪後も、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか観察や面談を少なくても３か月継続する。それをもっていじめ解消の判断を行う。

（５） ネット上のいじめへの対応

①市教委で実施しているネットパトロールや生徒からの情報にアンテナを高くし、ネット上のいじめに対する教職員の意識を高めておく。

②不適切な書き込み等が発覚した際には、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置を行う。

※警察（サイバー犯罪対策）の助言・相談

③教科等の学習や長期休業中の生徒指導等の機会を通じて、情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

３ 組織（いじめ防止対策委員会）

（１） 委　員

校長、教頭、教務主任、研修主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任，養護教諭、スクールカウンセラー、外部専門家

（２） いじめ防止対策委員長

生徒指導主事

（３）役　割

◇校長・・・ 学校いじめ防止基本方針の策定（学校経営方針にも反映）

◇教頭・・・ いじめ防止推進体制の工夫・改善

◇いじめ防止対策委員長・・・計画の立案、実施、評価の中心

◇教務主任・・・いじめ防止のための教育課程の編成

◇研修主任・・・いじめ防止のための実践力向上の研修の企画・実施

◇各学年主任・・・各学年の計画の立案、実施、評価 各学年の教師の指導力の向上

◇教育相談主任・・・外部専門家や家庭・地域との連携

（４）委員会開催日

◇いじめ防止対策委員会　※緊急対応

◇生徒指導委員会と教育相談委員会（週１回開催）で開催

※PDCA サイクルによる協議

平成３１年２月改定

令和　４年４月改定

令和　５年４月改定

令和　６年４月改定

令和　７年４月改定